

大阪市立宝栄小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「いきいきと自主性にみちた子ども(人間性豊かな子ども)」の育成のために「宝栄小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）を行う。
- ② 未然防止・早期発見のための取組を行う。
- ③ 家庭・地域との連携を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 校内研修、研究授業の充実を図る。（教員が年1回以上授業研究を行う。模範授業の実施。指導者要請。）
- ② また、各研究会への参加等を行うことにより、指導力向上をめざす。
- ③ 学習規律の定着を図り、落ち着いた雰囲気ですべての授業が実施できるようにする。
- ④ 特別支援学級在籍児童及び配慮を要する児童への指導法を工夫する。

(2) 自尊感情を高めるために（「自己の生き方を見つめられる道徳教育の創造」）

- ① 子どもがよりよく生きるために必要な道徳的価値を学び、自己の生き方についての考えを深めることができる児童の育成。
- ② 友だちや職員と関わり人とのつながりを感じることでできる集団づくりを行う。
- ③ 自分を好きになる。友だちを大切にする指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 児童会活動及び学級活動の充実を図る。
- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を行う。
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる。
- ④ 情報モラルに関する指導の実施。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化(ささいな変化に気づく事ができる体制づくり)
- ② 変化の記録（5W1H）をとる
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
- ⑤ 外部機関との連携
- ⑥ いじめ相談窓口の周知

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（生活指導部長又は管理職）へ報告する
- ② 全職員が団結し問題解決に取り組む（情報の共有化・職員の連携）
- ③ 被害児童の保護、加害児童への指導
- ④ 子ども相談センター、区役所の保健福祉・主任児童委員・警察等の関係機関との連携

- ⑤ 家庭・地域との連携
- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「宝栄小学校いじめ防止委員会」

＜構成＞ 校長・教頭・生活指導部長・学年1名・養護教諭等

※事案に応じて、担任あるいは関係者等を加える。

＜役割＞

- 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

〔調査等〕

- 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- 保護者対象として家庭訪問時、学期末個人懇談会での聞き取り調査 年3回（5月・7月・12月）
- 教育相談を通じた学級担任による児童及び保護者からの相談（随時）

〔研修会〕

- 児童理解研修会（5月・2月）
- 人権教育研修会（8月）
- 特別支援教育研修会（2月）
-

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ホームページや学校だより・学級だよりなどによる情報発信・啓発。
- 学校協議会への提案・協力体制。
- PTA 役員会・実行委員会で理解と協力を得る。
- 子ども相談センター、区役所の保健福祉・主任児童委員・警察等の関係機関との連携。

(3)取組内容の検証

- ① PDCAサイクルの活用
- ② 未然防止の推進・再発防止に関する改善方法
- ③ 学校アンケート・児童アンケート等の結果から

7. 重大事案への対処方法

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会事務局に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - 学校は事実を「隠蔽せず」、「誠意ある対応」をとり、「窓口の一本化」を行う。
 - 調査組織を直ちに設置し、事実関係を明確にする。
 - 被害児童及びその保護者へは適切に情報提供を行う。

※ いじめ発見の際の流れ

訴え・相談気づき ⇒ 学級担任・関係者等による聞き取り

⇒ 管理職・学年主任・生活指導部長・教務主任等に報告

⇒ いじめ防止対策委員会で指導方針の決定 ⇒ 被害児童への支援

⇒ 加害児童への指導 ⇒ 被害児童・加害児童の保護者への連絡

⇒ 学級・学年・全校等での全体指導